

静岡大学大学院法務研究科

法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(3)-3
II 章ごとの評価	2-(3)-5
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(3)-5
第 2 章 教育内容	2-(3)-7
第 3 章 教育方法	2-(3)-12
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(3)-14
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(3)-18
第 6 章 入学者選抜等	2-(3)-19
第 7 章 学生の支援体制	2-(3)-22
第 8 章 教員組織	2-(3)-24
第 9 章 管理運営等	2-(3)-27
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(3)-28
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(3)-30
III 意見の申立て及びその対応	2-(3)-32
<参 考>	2-(3)-47
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-49
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-50
iii 自己評価書等	2-(3)-51

I 認証評価結果

静岡大学大学院法務研究科法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準1-1-2、基準2-1-1、基準3-2-1、基準6-2-2、基準6-2-3及び基準11-1-1を満たしておらず、特に基準1-1-2、基準2-1-1、基準6-2-3及び基準11-1-1を満たしていない状況は、他の基準の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

満たしていない基準の具体的な内容は、次のとおりであり、速やかに是正される必要がある。

- 当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念・目的を達成する必要がある。【基準1-1-2】
- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定されていないため、適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定するとともに、当該到達目標を踏まえて教育課程を適切に編成し、修了者が備えておくべき能力を明らかにした上で学生の到達度を把握する取組を行う必要がある。【基準2-1-1：重点基準】
- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定し、その内容を学生に周知する必要がある。【基準3-2-1】
- 入学者数が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を速やかに講じる必要がある。【基準6-2-2】【基準6-2-3：重点基準】
- 自己点検及び評価を適切に実施するための適切な評価項目を設定した上で、それに基づいて自己点検及び評価を実施する必要がある。【基準11-1-1：重点基準】
- 法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。【基準11-1-1：重点基準】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 学生が複数人の弁護士と定期的に交流し、学習や生活について助言を受けることを目的とした里親制度が整備されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 入学前に実施している到達度確認テストについて、法科大学院の教育理念に適った指導が行われるよう一層の工夫が望まれる。
- 若手弁護士による学習支援制度について、その指導内容の把握に努め、法科大学院の教育理念に抵触することがないように留意する必要がある。
- 自己点検及び評価を実施する際には、自己点検及び評価の結果を当該法科大学院を置く大学の教職員

以外の者による検証が行われるよう、適切な体制を整備した上で実施するよう留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 司法試験の合格率が、平成 25 年度及び平成 26 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。
- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力を涵養する内容が授業で取り上げられていない一部の授業科目において、当該内容を学生の修了時まで修得させるため、自学自習の指示を適切に行うなどの措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目において、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっておらず、学生全員が最上位のランクの評価となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において、成績評価基準と異なる成績評価がされたものがあるため、成績評価手続の適正さを確保する措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目において、複数年度にわたり、ほぼ同一内容の問題が期末試験として出題されており、かつ、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっていないため、改善を図る必要がある。
- 法学既修者認定試験問題について、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題の公平を保つ措置を講じる必要がある。
- 法科大学院図書室について、学生の学習に必要な図書及び資料を充実する必要がある。
- 教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼任・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
- 自己点検及び評価を実施する際には、自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章の基準のうち、基準1-1-2を満たしていない。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念・目的は、「静岡県域がその典型である、大都市圏域に次ぐ、国際化する中核都市型地域社会が変容するに伴い生じる新たな法曹実務家への要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、もって地域に貢献すること」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目的に適った教育を実施するため、理論と実務を架橋する基礎、定着、応用の3段階の科目配置を基本としてカリキュラムを編成しているほか、展開・先端科目について「市民生活・公共法務関連科目群」、「企業法務関連科目群」及び「地域国際化対応科目群」への分類等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等が挙げられる。

ただし、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が設定されていないため、修了者が備えておくべき能力を把握する取組が行われていない。また、平成24年度、平成25年度及び平成26年度において入学定員充足率が50%を下回っているほか、司法試験の合格率が、平成25年度及び平成26年度において全国平均の2分の1を下回っている。さらに、当該法科大学院においては、自己点検及び評価が適切に実施されていないため、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていないなどの深刻な課題が散見される。

以上のことから、法科大学院を取り巻く状況が変化している中、地域の法曹養成に一定程度貢献しているものの、当該法科大学院の教育の理念・目的が当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。

以上の内容を総合し、「第1章の基準のうち、基準1-1-2を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

○ 司法試験の合格率が、平成25年度及び平成26年度において全国平均の2分の1を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。

【是正を要する点】

- 当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念・目的を達成する必要がある。

第2章 教育内容

1 評価

第2章の基準のうち、基準2-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念・目的を効果的に実現するために、1年次には、実務法学への導入教育に係る授業科目と、理論に重点を置いた法律基本科目を配置し、2年次には、法律実務基礎科目とともに、1年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続法とを架橋する総合演習科目を配置し、3年次には、民事法、商事法及び刑事法の総合演習科目を配置するとともに、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをする授業科目として、授業科目「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」を配置している。また、2年次及び3年次には、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学・隣接科目を配置するとともに、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める展開・先端科目に関する授業科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

ただし、当該法科大学院では、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定されていないため、修了者が備えておくべき能力を明らかにした上で学生の到達度を把握する取組が行われていない。

なお、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、入学前には、主に法学未修者を対象とした「法律学の学び方入門」等の講座を開設するほか、入学後には、オフィスアワー制度や学修状況分析専門委員会による個別面談を実施するなどの措置がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「比較法Ⅰ」、「比較法Ⅱ」、「日本の法文化」及び「法と心理学」等、(4) 展開・先端科目として、①市民生活・公共法務関連科目群では、授業科目「労働法」、「社会保障法」及び「犯罪被害者と法」等、②企業法務関連科目群では、授業科目「民事救済法」、「基本倒産法」及び「企業労務と労働法」等、③地域国際化対応科目群では、授業科目「著作権法」、「国際私法」及び「在住外国人と法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「弁護士実践入門」の教育内容が基礎法学・隣接科目の内容とはいえないものの、おおむね社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることにより寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「現代家族法」、「金融法」及び「現代契約法」の教育内容の相当程度が法律基本科目の内容に当たり、また、授業科目「誤判事例研究」、「中国法務事情」、「中国民法」及び「中国企業取引法」の教育内容が展開・先端科目の内容とはいえないものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 28 単位、刑事系科目 14 単位、各系の選択必修科目から 4 単位の合計 58 単位とされている。

2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「職業倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」(各1単位)が選択必修科目として開設され、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング」(2単位)が必修科目として開設され、クリニックは授業科目「リーガルクリニック」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位以上を修得するものとされている。

法情報調査は、新入生特別講義の中で、法学既修者を含む学生全員に指導が行われている。法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」及び「ロイヤリング」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業科目「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」において、実務家教員が作成した授業計画の原案に対して研究者教員が検討・助言を行い、授業を共同で実施しているほか、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」において、授業内容の検討から授業の実施までを実務家教員と研究者教員とが共同で行うなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章の基準のうち、基準2-1-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 授業科目「弁護士実践入門」の教育内容が基礎法学・隣接科目の内容とはいえないため、基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、教育内容にふさわしい科目区分に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「現代家族法」、「金融法」及び「現代契約法」の教育内容の相当程度が法律基本科目の内容に当たるため、展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「誤判事例研究」の教育内容が展開・先端科目の内容とはいえないため、教育内容にふさわしい科目区分に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「中国法務事情」、「中国民法」及び「中国企業取引法」の教育内容が基礎法学・隣接科目の内容に当たるため、基礎法学・隣接科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。

【是正を要する点】

- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定されていないため、適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定するとともに、当該到達目標を踏まえて教育課程を適切に編成し、修了者が備えておくべき能力を明らかにした上で学生の到達度を把握する取組を行う必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章の基準のうち、基準3-2-1を満たしていない。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、判例・事例を教材とし、双方向的又は多方向的な授業が実施されており、2年次以降配当の授業科目においては、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例等を教材とした、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を

受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

ただし、当該法科大学院では、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定されておらず、学生に周知されていない。

なお、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力を涵養する内容が授業で取り上げられていない一部の授業科目において、当該内容について自学自習の指示がなされていないなど適切な学習指導が行われていないものがあるものの、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材の指定、オフィスアワーの設定、法情報データベースの整備、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-2-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力を涵養する内容が授業で取り上げられていない一部の授業科目において、当該内容を学生の修了時まで修得させるため、自学自習の指示を適切に行うなどの措置を講じる必要がある。

【是正を要する点】

- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定し、その内容を学生に周知する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、1授業科目において、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっておらず、学生全員が最上位のランクの評価となっているものや、1授業科目において、成績評価基準と異なる成績評価がされたものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、中間試験、平常点（小テスト、提出課題、受講態度等）としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

1授業科目において、「可」以上の評価となった学生の平常点の成績が一律満点となっているものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生への説明機会の提供が講じられている。

成績評価の結果については、授業科目ごとの成績分布表、試験問題の採点のポイント等を試験後に公表するなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、1授業科目において、複数年度にわたり、ほぼ同一内容の問題が期末試験として出題されており、かつ、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっていないものがあるものの、法律基本科目及び専任教員が担当する司法試験選択科目の授業科目において、試験問題の作成時及び採点時に教員相互での協議・検討が行われるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位

ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、98単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計8単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、28単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目28単位、刑事系科目14単位、選択必修科目から4単位以上、法律実務基礎科目12単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律基本科目以外の科目から36単位以上を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されないような措置が講じられていないものの、過去の法学既修者認定試験問題の公開、採点時における匿名性が確保されており、おおむね当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法及び刑事訴訟法について論述試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、面接試験、入学志願理由書の成績を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしている。この28単位については、1年次の必修科目28単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1授業科目において、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっておらず、学生全員が最上位のランクの評価となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価基準と異なる成績評価がされたものがあるため、成績評価手続の適正さを確保する措置を講じる必要がある。
- 1授業科目において、「可」以上の評価となった学生の平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、複数年度にわたり、ほぼ同一内容の問題が期末試験として出題されており、かつ、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっていないため、改善を図る必要がある。
- 法学既修者認定試験問題について、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題の公平を保つ措置を講じる必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD専門委員会が設置され、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、各授業担当教員が作成する授業科目の実施状況についてのFD報告書による授業内容・方法の検討、学生による授業評価アンケートの実施・結果の検討、分野別FD会議の実施、教員相互の授業参観の実施及び授業参観報告書の作成・意見交換、教員を対象とした講演の実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準のうち、基準6-2-2及び基準6-2-3を満たしていない。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らし、「本法務研究科は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県域が典型的である国際化する都市型地域社会を担う、多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。

そのため、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。」として設定され、ウェブサイト、学校案内及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念・目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入試説明会、ウェブサイト、学校案内及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試・広報専門委員会が組織され、入学者選抜の実施、学生募集要項の作成等を行うとともに、可否は法務研究科委員会が決定することとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、小論文試験問題、法律学試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、車いすでの受験への対応や試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がなされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、入学志願理由書のほかに、3年課程においては、面接試験又は面接試験及び小論文試験、2年課程においては、法律学試験及び面接試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、入学志願理由書、職歴・社会活動歴及び資格等も評価の対象に加えることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成22年度は約23%、平成23年度は40%、平成24年度は約62%、平成25年度は50%、平成26年度は約33%であり、広く受験の機会を確保するため、入学者選抜試験の試験回数及び試験会場を増設するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は22人であり、収容定員60人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入は、入学者が減少傾向にあり、入学定員充足率は、平成24年度、平成25年度及び平成26年度において50%を下回っており、所定の入学定員と乖離している状況にあるため、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めているとはいえない。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（30人から20人に削減）が行われるとともに、入学者選抜試験の試験回数の増加、入学者選抜試験会場の増設、社会人特別入試の導入等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われているとされているが、平成24年度、平成25年度及び平成26年度において入学定員充足率が50%を下回っており、当該状況を改善する取組が適宜行われているとはいえない。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-2-2及び基準6-2-3を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 入学者数が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を速やかに講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時に教務、学生生活、施設利用に関するガイダンスを実施するとともに、学修状況分析専門委員会による個別面談の実施、指導教員の指定、弁護士と定期的に交流し、学習や生活について助言を受けることを目的とした里親制度の整備、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、新入生特別講義の実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対して入学前に実施している到達度確認テストについて、法科大学院の教育理念に適った指導が行われるよう一層の工夫が望まれる。法学未修者の1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前に開催される事前学習会において、「論理的な文章の書き方」、「法律学の学び方入門」等の講座を開催するほか、個別面談を実施するなど、学習支援においておおむね配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯、連絡先等がシラバスに記載され、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士による学習支援制度について、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう指導内容を法科大学院として組織的に把握するなどの取組が十分ではないものの、若手弁護士が自主ゼミの支援や学生からの質問に応じるなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度、学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度として「静岡大学法科大学院支援協会奨学金」が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健センターにおける健康相談や診療のほか、全学学生支援センターにおけるカウンセリング、学生生活相談、各種ハラスメントについての対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、法科大学院棟及び法科大学院棟に隣接し、法政資料室のある人文社会科学部棟の入口にはスロープが設置されているほか、人文社会科学部棟にはエレベーター及び障害者用トイレが設置されているなど、整備充

実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、指導教員による個別相談、就職情報の提供、全学の就職情報資料室での就職支援スタッフによる個別相談への対応、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

【特色ある点】

- 学生が複数人の弁護士と定期的に交流し、学習や生活について助言を受けることを目的とした里親制度が整備されている。

【留意すべき点】

- 入学前に実施している到達度確認テストについて、法科大学院の教育理念に適った指導が行われるよう一層の工夫が望まれる。
- 若手弁護士による学習支援制度について、その指導内容の把握に努め、法科大学院の教育理念に抵触することがないように留意する必要がある。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、人事専門委員会において候補者の審査を行い、法務研究科委員会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法務研究科委員会の承認を得る方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、40歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員13年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法務研究科委員会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、研究専念期間制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教育資料の作成補助を行うほか、コンピューター管理、コピー等の業務を行う非常勤職員2人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

【改善すべき点】

- 一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法務研究科委員会が置かれている。法務研究科委員会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院として組織的に、到達目標を踏まえた教育課程の編成、授業計画の作成・実施、成績評価及び修了認定を担保するための措置が講じられていないもの、おおむね当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、人文社会科学部事務部の中に法科大学院係が組織され、法科大学院の庶務、教務及び学生の生活支援等を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、財務担当理事に対しての予算要求のほか、学長裁量経費について要求が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」と同程度以上の内容・水準となるよう到達目標を法科大学院として組織的に設定し、設定された到達目標を踏まえて教育課程の編成や授業計画の作成・実施、成績評価、修了認定を担保するための組織的な措置を講じる必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、無線LANが配備されているほか、1教室については、実習室として使用できるよう整備され、模擬裁判や授業を映像で記録できる装置を設置しているほか、プロジェクターが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されすべての学生に貸与されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室及び法政資料室が整備されている。法政資料室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法科大学院図書室については、学生の学習に必要な図書及び資料の一層の充実が望まれるものの、法科大学院図書室及び法政資料室には、おおむね教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法科大学院図書室の管理・運営に関しては、研究環境・図書専門委員会により、購入図書が選定されており、法政資料室の管理・運営に関しては、研究環境・図書専門委員会及び人文社会科学部法学科の図書委員と共同で購入図書の選定がされており、おおむね管理及び維持がなされているとともに、法政資料室には必要な設備及び機器として、附属図書館の蔵書検索へのアクセスが可能な端末及び複写機等が整備されている。また、法政資料室には、専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師研究室等が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室及び非常勤講師研究室のほか、人文社会科学部法学科と共同の教員談話室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法科大学院図書室について、学生の学習に必要な図書及び資料を充実する必要がある。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章の基準のうち、基準11-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として評価専門委員会が設置され、当機構に提出する年次報告書の作成をもって自己点検及び評価と位置付けているが、年次報告書は、当機構の評価基準における重点基準に係る事項に重要な変更があるか否かを把握するための様式であり、年次報告書の作成をもって、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目を設定し、自己点検及び評価を実施したものは認められない。

また、修了者の進路及び活動状況に関して、司法試験の合格率が平成25年度及び平成26年度において全国平均の2分の1を下回っている状況について、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況という観点に照らして自己点検及び評価が実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善措置が講じられていない。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われていないものの、実施に向けた検討が進められている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が公表されていないものの、ウェブサイト、学校案内等を通じて、毎年度、おおむね公表されている。

教員組織については、一部の教員の情報が公表されていないものの、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員スタッフ」を通じておおむね公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、学校案内等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、研究科長及び各専門委員会において調査及び収集され、研究科長室、法科大学院事務室等において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章の基準のうち、基準 11-1-1 を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 自己点検及び評価を実施する際には、自己点検及び評価の結果を当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証が行われるよう、適切な体制を整備した上で実施するよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 司法試験の合格率が、平成 25 年度及び平成 26 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。
- 教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼任・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
- 自己点検及び評価を実施する際には、自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。

【是正を要する点】

- 自己点検及び評価を適切に実施するための適切な評価項目を設定した上で、それに基づいて自己点検及び評価を実施する必要がある。
- 法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。加えて、意見申立審査専門部会の審査結果報告を参考として掲載しています。

申立件数：5

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第1章 教育の理念及び目標 基準1-1-2</p> <p>【対象となる項目】 【根拠理由】 1-1-2 ただし、<u>学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が設定されていないため、修了者が備えておくべき能力を把握する取組が行われていない。</u>また、平成24年度、平成25年度及び平成26年度において入学定員充足率が50%を下回っているほか…</p> <p>【意見】 当該箇所の評価については、正確さを欠いている。</p> <p>【理由】 適切な到達目標については、平成23年12月15日開催の研究科委員会において議論をし、全体として基本・定着・応用の三段階の科目配置を徹底化し、到達目標を明確にしたうえで、新たにカリキュラム</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 基準2-1-1で求められている「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」と同程度以上の内容・水準の到達目標が設定されているとは認められず、判断に変わりはないため。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）</p>

<p>ポリシー、ディプロマポリシーを設定した。さらにそれを前提として各授業科目及び各回の講義ごとの到達目標についてもシラバスに記載することを決定した。以降それらについて学生便覧・シラバスにおいて示しており、また、ガイダンス及び各授業において学生に周知している。そして、各教科の試験においては、出題の趣旨・採点基準において、到達目標との関連性を教員間でチェックする体制を整えている。したがって、到達目標に関して組織的な取組については継続的に実施してきた。(自己評価書別添資料5-1-8「シラバス作成の手引き」、本申立て書添付資料1、2参照)</p>	
---	--

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第2章 教育内容 基準2-1-1</p> <p>【対象となる項目】 【根拠理由】 2-1-1 ただし、当該法科大学院では、<u>学生が修了時まで</u> <u>に確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として</u> <u>適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定</u> <u>されていないため、修了者が備えておくべき能力を</u> <u>明らかにした上で学生の到達度を把握する取組が</u> <u>行われていない。</u></p> <p>【意見】 当該箇所の評価については、正確さを欠いている。</p> <p>【理由】 適切な到達目標については、平成23年12月15日開催の研究科委員会において議論をし、全体として基本・定着・応用の三段階の科目配置を徹底化し、到達目標を明確にしたうえで、新たにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを設定した。さらにそれを前提として各授業科目及び各回の講義ごと</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 基準2-1-1で求められている「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」と同程度以上の内容・水準の到達目標が設定されているとは認められず、判断に変わりはないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)</p>

<p>の到達目標についてもシラバスに記載することを決定した。以降それらについて学生便覧・シラバスにおいて示しており、また、ガイダンス及び各授業において学生に周知している。そして、各教科の試験においては、出題の趣旨・採点基準において、到達目標との関連性を教員間でチェックする体制を整えている。したがって、到達目標に関して組織的な取組については継続的に実施してきた。(自己評価書別添資料5-1-8「シラバス作成の手引き」、本申立て書添付資料1、2参照)</p>	
--	--

(申立3)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第3章 教育方法 基準3-2-1</p> <p>【対象となる項目】 【根拠理由】 3-2-1 ただし、当該法科大学院では、<u>学生が修了時まで</u> <u>に確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として</u> <u>適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定</u> <u>されておらず、学生に周知されていない。</u></p> <p>【意見】 当該箇所の評価については、正確さを欠いている。</p> <p>【理由】 適切な到達目標については、平成23年12月15日開催の研究科委員会において議論をし、全体として基本・定着・応用の三段階の科目配置を徹底化し、到達目標を明確にしたうえで、新たにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを設定した。さらにそれを前提として各授業科目及び各回の講義ごとの到達目標についてもシラバスに記載することを決定した。以降それらについて学生便覧・シラバスにおいて示しており、また、ガイダンス及び各授業において学生に周知している。(自己評価書別添資</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 基準2-1-1で求められている「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」と同程度以上の内容・水準の到達目標が設定されているとは認められない。このため、学生に周知されていないという判断に変わりはないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)</p>

料5-1-8「シラバス作成の手引き」、本申立て書添付資料1、2参照)	
------------------------------------	--

(申立4)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第11章 自己点検及び評価等 基準11-1-1</p> <p>【対象となる項目】 【根拠理由】 11-1-1 …<u>年次報告書は、当機構の評価基準における重点基準に係る事項に重要な変更があるか否かを把握するための様式であり、年次報告書の作成をもって、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目を設定し、自己点検及び評価を実施したものとは認められない。</u></p> <p>【意見】 本法科大学院においては各専門委員会が自己点検・評価を適宜実施してきている。</p> <p>【理由】 年次報告書の報告項目は、本法科大学院における教育上の自己点検・評価項目を示すものであり、同報告書の作成目的が異なることを根拠に評価項目の設定及び実施がなされていないとの指摘は当たらない。また、年次報告書は、法科大学院ウェブサイト上で毎年公開している (http://www.ls.shizuoka.ac.jp/fd/)。平成25年度については、静岡法務雑誌 No.6 (2014年3月発行) 誌上に掲載した。 なお、本法科大学院は、評価専門委員会が他の教務、入試広報、FD等の専門委員会とともに自己点検事項を確認して年度ごとに個別の改善の取組を行い、関係規則の改廃、入試実施方法の見直しや日程の増加、学生の学修状況の把握・学習環境の改善を進め</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 基準11-1-1で求められている内容・水準の自己点検及び評価を実施しているとは認められず、判断に変わりはないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)</p>

<p>てきたところであり、また、FD専門委員会は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による指摘を受け、教育改善の取組についての報告書（平成 23 年 9 月 8 日）を取りまとめたところである（http://www.ls.shizuoka.ac.jp/fd/）。（本申立て書添付資料 3 参照）</p> <p>さらに、外部委員による第三者評価の内容についても FD 全体会議で全教員に公表したうえで意見交換を行い、上記取組にも反映させてきており、この点については訪問調査時に説明したとおりである。</p>	
--	--

(申立 5)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第 11 章 自己点検及び評価等 基準 11-1-1</p> <p>【対象となる項目】 【根拠理由】 11-1-1 また、修了者の進路及び活動状況に関して、司法試験の合格率が平成 25 年度及び平成 26 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っている状況について、<u>当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況という観点に照らして自己点検及び評価が実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善措置が講じられていない。</u></p> <p>【意見】 自己点検・評価が適切に実施されていないことにより司法試験合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っている状況があるとされている点が納得できない。</p> <p>【理由】 本法科大学院では、平成 24 年度入学者が定員の 50% を割った時点から、入試方法の改革、学生に対する教育方法の積極化・多様化（事前学習の強化、成績評価方法の客観化、授業を核とする教育改善、定期</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 自己点検及び評価が基準 11-1-1 で求められている内容・水準で実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づき、当該法科大学院における教育活動等の改善が実施され、司法試験の合格率を向上させる抜本的な改善効果を上げているとは認められず、判断に変わりはないため。 なお、司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っている状況を覆すような取組が、自己点検及び評価を通じて実施されておらず、教育活動等の改善措置が講じられていないと判断したものであり、自己点検及び評価が適切に実施されていないことにより司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っていると判断したものではない。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)</p>

<p>試験のあり方についての検討等)を図るとともに、平成23年度からは学生自身による学習目標の定立、学習環境の向上、教員側による学生の様々な意識の「共有」、「理解」を進めるための学修状況分析専門委員会の設置と定期的な学生全員との面談等を実施してきた。また、これらの対応は、各年度における、本法科大学院における到達目標を各授業科目において具体化し、シラバスにこれを明示する取組を、各方面からさらに補完しようとしたものである。したがって、本法科大学院内部の実情と法科大学院全体を取り巻く環境を勘案しつつ、教育活動等の改善措置を講じてきたのが実態であり、上記の認識・評価は正しくない。</p>	
---	--

(参考)

意見申立審査専門部会の審査結果報告

(申立1)

<p>対象となる章及び基準</p>	<p>第1章 基準1-1-2</p>
<p>審査結果</p>	<p>意見申立には理由がない</p>
<p>【理由】</p> <p>(1) 意見の申立て書によると、法科大学院側は、以下の事情を挙げて、到達目標に関して組織的な取組については継続的に実施してきたと主張している。</p> <p>① 適切な到達目標については、平成23年12月15日開催の研究科委員会において議論をし、全体として基本・定着・応用の三段階の科目配置を徹底化し、到達目標を明確にしたうえで、新たにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを設定した。</p> <p>② カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを前提にした各授業科目及び各回の講義ごとの到達目標についてもシラバスに記載することを決定した。以降それらについて学生便覧・シラバスにおいて示し、ガイダンス及び各授業において学生に周知しており、各教科の試験においては、出題の趣旨・採点基準において、到達目標との関連性を教員間でチェックする体制を整えている。</p> <p>(2) 基準1-1-2に関する意見の申立て書の(申立1)は、実質的には基準2-1-1に関するものであるため、以下、これとの関連で意見申立審査専門部会の判断理由を述べる。</p> <p>(1) ①について。</p> <p>評価部会では、到達目標の評価に当たり、「共通的な到達目標の取組に関する評価について」(平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定)に基づいて評価を行っている。本資料は、「法科大学院認証評価に関する説明会」において説明されているほか、機構ウェブサイトにも公表されている。</p> <p>「共通的な到達目標の取組に関する評価について」(平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定)で求められている法科大学院において組織が設定すべき到達目標は、個々の授業科目の達成度を示すものではなく、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力を示すものとして、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」と同程度以上の内容・水準となっているかに留意することとされている。</p> <p>この考え方にに基づき、評価部会による調査が行われたが、法科大学院に求められる「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」と同程度以上の内容・水準の教育が確保されるための到達目標が組織的に設定されていることが確認できなかったこと、また、当該法科大学院が設定しているディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーは「共通的な到達目標の取組に関する評価について」(平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定)で法科大学院に求められる到達目標の内容</p>	

を満たしていないことから、評価部会は基準2-1-1で求められている到達目標が設定されていないと判断している。

当該法科大学院が設定していると主張している到達目標の内容は、「共通的な到達目標の取組に関する評価について」（平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定）で求める内容に合致していないことは明らかであり、基準2-1-1で求められている到達目標が設定されていないとした評価部会の判断は妥当である。

なお、本申立てに添付された資料については、訪問調査後1週間以内に追加提出された資料ではないため、本来、意見申立審査の対象となりえないが、仮に訪問調査後1週間以内に提出されており評価の対象となりえたとしても、「共通的な到達目標の取組に関する評価について」（平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定）で求められている「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」と同程度以上の内容・水準の到達目標が法科大学院として組織的に設定されていることが確認できないため、これまでの判断を覆すものではないと評価部会は判断している。

追加資料の内容は、従来から繰り返している法科大学院の主張と変わりはなく、「共通的な到達目標の取組に関する評価について」（平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定）で求める内容に合致していないことは明らかである。

追加資料の内容を勘案しても、基準2-1-1で求められている到達目標が設定されていないとした評価部会の判断は妥当である。

(1) ②について。

シラバスに記載されている各授業科目の到達目標は、それぞれの授業科目について求められる達成度を学生に示したものにすぎず、シラバスに各授業科目の到達目標を記載することを組織的に審議・決定していたとしても、それは法科大学院全体の到達目標の設定とは異なるものであり、学生が修了時まで身に付ける能力を各分野にわたって体系的に定めた、基準2-1-1で求められている到達目標が設定されているとは認められないと評価部会は判断している。

当該法科大学院が②において設定していると主張している内容は、法科大学院全体の到達目標ではなく、各授業科目の達成度を示したものであり、「共通的な到達目標の取組に関する評価について」（平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定）で求める内容に合致していないことは明らかであり、基準2-1-1で求められている到達目標が設定されていないとした評価部会の判断は妥当である。

- (3) 以上を踏まえると、意見の申立て書の（申立1）には、基準1-1-2に関する直接の言及はなく、基準2-1-1に関しても、到達目標に関して組織的な取組について継続的に実施してきたとする当該法科大学院の意見の申立てには理由がなく、基準1-1-2の評価結果（案）は妥当である。

(申立2)

<p>対象となる章及び基準</p>	<p>第2章 基準2-1-1</p>
<p>審査結果</p>	<p>意見申立には理由がない</p>
<p>【理由】</p> <p>(1) 意見の申立て書には、(申立1)と同一の主張がされている。</p> <p>(2) 上記(1)について。 (申立1)と同様に、到達目標に関して組織的な取組については継続的に実施してきたとする当該法科大学院の意見の申立てには理由がなく、基準2-1-1の評価結果(案)は妥当である。</p>	

(申立3)

対象となる章及び基準	第3章 基準3-2-1
審査結果	意見申立には理由がない
【理由】 (1) 意見の申立て書には、(申立1)と同一の主張がされている。 (2) 上記(1)について。 「共通的な到達目標の取組に関する評価について」(平成23年6月21日法科大学院認証評価委員会決定)で求められる内容に合致した到達目標が設定されているとは認められず、基準3-2-1に関し求められている、学生への到達目標の周知が行われているとはいえ、当該法科大学院の意見の申立てには理由がなく、基準3-2-1の評価結果(案)は妥当である。	

(申立4)

対象となる章及び基準	第11章 基準11-1-1
審査結果	意見申立には理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書によると、以下のように法科大学院側は主張している。

- ① 年次報告書の報告項目は、本法科大学院における教育上の自己点検・評価項目を示すものであり、同報告書の作成目的が異なることを根拠に評価項目の設定及び実施がなされていないとの指摘は当たらない。
- ② 本法科大学院は、評価専門委員会が他の教務、入試広報、FD等の専門委員会とともに自己点検事項を確認して年度ごとに個別の改善の取組を行い、関係規則の改廃、入試実施方法の見直しや日程の増加、学生の学修状況の把握・学習環境の改善を進めてきたところであり、また、FD専門委員会は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による指摘を受け、教育改善の取組についての報告書（平成23年9月8日）を取りまとめたところである。
- ③ 外部委員による第三者評価の内容についてもFD全体会議で全教員に公表したうえで意見交換を行い、上記取組にも反映させてきており、この点については訪問調査時に説明したとおりである。

(2) (1) ①について。

評価結果（案）は、基準11-1-1において、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目を設定し、自己点検及び評価を実施することが求められている趣旨を勘案すると、機構の評価を受けた法科大学院が次の評価を受けるまでの間、毎年度機構に提出することが求められている年次報告書を機構が定めた様式に従って作成することのみでは、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目を設定し、自己点検及び評価が実施されたものとは認められないとした評価部会の判断結果を示したものであり、年次報告書の作成目的が異なることをもって評価項目の設定及び実施がなされていないと指摘したものではない。

基準11-1-1で求めている趣旨を勘案すると、年次報告書を作成したことをもって基準11-1-1で求める自己点検及び評価に必要とされる内容・水準に達しているとは認められず、評価部会の判断を覆すに足りるものではない。

(1) ②について。

各専門委員会が自己点検事項を確認しているとあるが、訪問調査時の確認事項の回答からも、適切に自己点検及び評価を行っていることが確認できなかったと評価部会は判断している。

なお、本申立てに添付された資料（FD専門委員会による教育改善の取組についての報告書）については、訪問調査後1週間以内に追加提出された資料ではないため、本来、意見申立審査の対象となりえないが、仮に訪問調査後1週間以内に提出されており評価の対象となりえたとしても、解釈指針11-1-1-1に示された一部の項目についての自己点検及び評価にすぎず、すべての評価項目について自己点検及び評価を実施したものではないことから、本資料をもって基準11-1-1が求める自己点検及び評価を実施しているとは認められないため、これまでの判断を覆すものではないと評価部会は判断している。

追加資料は、解釈指針11-1-1-1に示された一部の項目についての自己点検及び評価にとどまっており、すべての評価項目について自己点検及び評価を実施しているとは認められず、したがって、評価部会の判断は妥当である。

(1) ③について。

②と同様にFD専門委員会による取組であり、解釈指針11-1-1-1の評価項目について自己点検及び評価を実施したものではないことから、基準11-1-1が求める自己点検及び評価を実施しているとは認められない。したがって、当該法科大学院の意見の申立てには理由がない。

(3) 以上を踏まえると、基準11-1-1が求める自己点検及び評価を実施しているとは認められないとした評価結果（案）は妥当である。

(申立5)

対象となる章及び基準	第11章 基準11-1-1
審査結果	意見申立には理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書によると、以下のように法科大学院側は主張している。

① 自己点検・評価が適切に実施されていないことにより司法試験合格率が全国平均の2分の1を下回っている状況があるとされている点が納得できない。

② 本法科大学院では、平成24年度入学者が定員の50%を割った時点から、入試方法の改革、学生に対する教育方法の積極化・多様化（事前学習の強化、成績評価方法の客観化、授業を核とする教育改善、定期試験のあり方についての検討等）を図るとともに、平成23年度からは学生自身による学習目標の定立、学習環境の向上、教員側による学生の様々な意識の「共有」、「理解」を進めるための学修状況分析専門委員会の設置と定期的な学生全員との面談等を実施してきた。また、これらの対応は、各年度における、本法科大学院における到達目標を各授業科目において具体化し、シラバスにこれを明示する取組を、各方面からさらに補完しようとしたものである。したがって、本法科大学院内部の実情と法科大学院全体を取り巻く環境を勘案しつつ、教育活動等の改善措置を講じてきた。

(2) (1) ①について。

評価結果（案）では、「司法試験の合格率が平成25年度及び平成26年度において全国平均の2分の1を下回っている状況について、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況という観点に照らして自己点検及び評価が実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善措置が講じられていない。」と記述しており、自己点検及び評価が適切に実施されていないことにより司法試験の合格率が全国平均の2分の1を下回っていると評価部会は判断していない。

司法試験の合格率が全国平均の2分の1を下回っている状況を覆すような取組が、自己点検及び評価を通じて実施されておらず、教育活動等の改善措置が講じられていないと評価部会は判断している。

評価結果（案）では、司法試験の合格率が全国平均の2分の1を下回っている状況を改善するための実効的な措置が自己点検及び評価を通じて講じられていないことを問題とするものであり、具体的な改善結果が実現されているとはいえない以上、法科大学院側の主張には理由がない。

(1) ②について。

解釈指針11-1-1-1(6)の1つの指標として、司法試験の合格状況についてみると、「法科大学院認証評価に関するQ&A」において、

Q11： 司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。

A： 司法試験の合格状況は、基準1-1-2及び基準11-1-1を満たしているかどうかを判断する際に、重要な指標の1つとして考慮されることとなります。

特に、基準11-1-1及びその解釈指針11-1-1-1においては、各法科大学院自らが一定の年数（5年程度が目安と考えています）の範囲における司法試験の合格状況並びに改善方策を含めた自己点検及び評価を実施することを求めています。機構は、その自己点検及び評価の結果について調査・分析を行い、各法科大学院における修了者の進路及び活動状況に関する分析が不十分であると考えられる場合や、改善方策に実効性がないと考えられる場合などについては、これらの基準について改善すべきであるとの指摘を行うことがあります。さらに、これらの基準に違反する程度が著しい場合には、それらの基準を満たさないと判断されることもあり得るものと考えられます。

また、司法試験の合格率については、以下の指標によって判断することとしています。

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、合格率が全国平均の2分の1を下回った場合には、留意事項として指摘をします。
- ② 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間ににおいて合格率が2分の1を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘をします。
- ③ 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間ににおいて合格率が2分の1を下回る年度が2回以上あった場合には、是正を求めます。

と記載されており、自己点検及び評価の結果が教育活動上において「活用されている」とは、改善方策に実効性があるかをも判断要素とされており、当該法科大学院では自己点検及び評価が基準で求める内容・水準で実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づき、当該法科大学院における教育活動等の改善が実施され、司法試験の合格率を向上させる抜本的な改善効果を上げているとはいえないと評価部会は判断している。

これら評価部会の判断は、公表されているQ&Aに基づきなされているものであり、評価部会の判断は妥当である。

- (3) 以上を踏まえると、当該法科大学院は、年次報告書をもって自己点検及び評価と位置付けているにとどまり、当該法科大学院の教育の理念・目的の達成状況という観点に照らして自己点検及び評価が実施されていないため、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善措置が講じられていないとする評価結果（案）は妥当である。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

静岡県静岡市駿河区大谷 8 3 6

(3) 学生数及び教員数

学生数： 22 人（平成 26 年 5 月 1 日現在）

教員数： 16 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

(1) 伝統と実績を受け継ぐ本法科大学院

本法科大学院は、平成 17 年 4 月、静岡大学人文学部法学科及び大学院人文社会科学研究所（修士課程）法律経済専攻を母体として発足した。法学科は、前身の文理学部・人文学部法経学科時代以来、80 名を超える法曹実務家を送り出しており、他方、大学院人文社会科学研究所は、高度職業人の養成を目的とするものであった。

本法科大学院は、こうした伝統と実績を、新しい法曹養成制度を目的とする教育機関として受け継ぎ、発展させる中で、21 世紀の新たな法曹実務家の養成を担うべく、地域からの要望をも担って設置された。

(2) 地域からの支援・協力、そして連携する本法科大学院

本法科大学院の設置後の運営・教育は、静岡県弁護士会をはじめ、地域の企業や自治体からの様々な支援、協力、連携のもとで行われてきている。

① 人材面での支援・協力・連携

静岡県弁護士会は、静岡大学法科大学院バックアップ委員会を数十名の会員により組織しており、活発な支援活動を展開している。とりわけ、本法科大学院における専任の実務家教員の選出をはじめ、実務家（弁護士）非常勤講師の派遣は、静岡県弁護士会の支援と協力により充実したものとなっている。さらに、バックアップ委員会の協力は、様々なチューター派遣等の学習支援活動に資するものとなっている。

また、エクスターンシップの受け入れ先は、法律事務所について静岡県弁護士会、企業法務について地元の大手民間企業、自治体法務について静岡県・静岡市など、地域社会の支援と協力のもとで実施されている。

② 財政面での支援・協力

本法科大学院は、地域の各界各層で組織された静岡大学法科大学院支援協会が窓口となり、発足以来、これまで 5 千万円余の寄付金を受け（平成 26 年 5 月 27 日迄）、これにより学生への奨学金の交付などが実現している。

(3) 地域に貢献することを目指す本法科大学院

このように地域社会からの支援・協力を受け、また相互に連携しながら、本法科大学院は、地域社会を担う法曹実務家を養成することで地域に対して以下のように貢献することを目指している。

① 法学系高等教育機関の充実

大都市圏に次ぐ経済力・人口規模を有する静岡県域における法学系高等教育機関の役割を充実させることで、地域に貢献する有為な法曹実務家を養成する。

また、静岡県弁護士会等との連携により、リーガルクリニックや法実務研究を行うことで、地域のリーガルセンター的な役割を担う。

② 養成を目指す法曹実務家像

本法科大学院における法曹実務家の養成にあっては、法曹実務家としての基本的能力のみならず、地域特性に基づく法的需要に対応し得る法曹実務家の養成を目指し、入学定員 20 名という少人数のもと、それを実現する教育を行う。

すなわち、本法科大学院が養成を目指す法曹実務家は、地域企業の法務、とりわけ国際化する地域企業の特性に対応した中国関連法務にも通じた法曹実務家と、地域住民の生活に関する法務はもとより、同じく国際化する地域社会の特性に対応した在住外国人の経済生活や家族関係などにも通じた法曹実務家である。

③ 地域に貢献する法曹実務家

以上のような本法科大学院の目的は、これまで本法科大学院を修了し法曹資格を得た者（24 名）のうち、14 名が静岡県弁護士会に登録し、法曹として様々な地域に貢献する活動を展開していることにより着実に達成されつつある。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏に次いで、約 370 万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあつては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいつそう進展している。

また、静岡経済圏を代表する自動車産業では、日系人の雇用を特徴としており、とりわけ浜松地域に在住外国人が集住していることから、固有の法的問題を惹起している。

他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに家族問題の複雑化など、それに係わる専門的かつ複雑な法的事実・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市となったことにも象徴されるように、地域行政においても権限が譲渡され、行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる、量的（平成 26 年 5 月 12 日現在、静岡県弁護士会所属の弁護士だけで 419 名）のみならず、質的にもより高度な能力を備えた法務の専門家（法曹実務家）が必要とされるようになってきている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的な分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の多様な能力などがいつそう求められている。

本法科大学院の母体であった人文学部法学科は、前身の文理学部及び人文学部法経学科以来、80 名を超える法曹実務家を地元静岡県のみならず全国に輩出してきた。本法科大学院には、こうした伝統と実績をさらに発展・強化させることが期待されている。

2 本法科大学院の教育の理念・目標

本法科大学院は、こうした期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業などの地域社会と連携しつつ、静岡県域がその典型である、国際化する中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件に対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとより、これは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally , act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、どこにおいても通用する普遍的な能力を持った法曹実務家でなければならないということを意味するものであり、それが本法科大学院の教育の理念・目標である。

3 本法科大学院が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法科大学院は、具体的には、① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性にも対応した中国関連法務にも通じた法律専門家、② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域社会の特性に対応した在住外国人の経済生活や家族関係などにも通じた法律専門家の養成を目指している。

そのため、静岡県弁護士会との協力関係のもと、地域の優れた人材を多数非常勤講師として招くとともに、とりわけ地域特性に係る授業科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業取引法」や「在住外国人と法」などを開講している。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/houka/no6_2_jiko_shizuoka_h201503.pdf